

社会実装ビジネス推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、社会実装ビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の行う社会実装ビジネス創出プラットフォーム構築事業（以下「SBIR事業」という。）を共同で推進することにより地域経済の発展基盤となるオープンイノベーションプラットフォームの構築を目指す。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、機構が設定する下記事業への支援協力を行うこととする。なお、当事業の実証フィールドは鳥取新都市エリア（以下、「実証フィールドA」という。）、広岡農場及び周辺中山間地域（以下、「実証フィールドB」という。）、とっとりバイオフロンティア（以下、「実証フィールドC」という。）の3拠点とする。

- (1) 新生活空間創造プロジェクトの推進（実証フィールドA・B）
- (2) マヒドン大学医療ロボティクスセンターとのビジネスマッチング（実証フィールドC）
- (3) サンフランシスコベイエリア周辺スタートアップ発掘事業（実証フィールドA・B・C）
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の構成は、第2条の目的に賛同する県内に事業所を有する事業者で、機構の行うSBIR事業に関連する事業活動に取り組み、または新たに取り組みようとする者をもって組織する。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 会費は無料とする。
- 3 退会を希望する場合は、別に定める書類を提出しなければならない。

(役員)

第6条 協議会には会長1名を置く。
2 会長は機構理事長をこれに充てる。
3 会長は本会を代表し会務を総括する。

(アドバイザー)

第7条 協議会には、アドバイザーを置くことができる。
2 アドバイザーは会長が委嘱し、会長の求めに応じ専門分野における助言等を行う。

(総会)

第8条 協議会は、総会を開催することができる。
2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。
3 総会は、協議会の事業及びその運営に関する事項について協議、決定する。
4 総会の成立要件は、会員現在数の過半数以上の出席とする。
5 総会の議事については、出席者の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。
6 会長は、必要に応じて会員以外の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を会長の提案により随時、設置することができる。
2 WGメンバーは会長が決定し、SBIR事業について専門的な調査検討を行う。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため、機構に事務局をおく。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。